

ヤマダ総合会計に、お・ま・か・せ！

Ver.17 不良債権の会計処理

債権回収業の会社はもちろんのこと、それ以外の会社でも、例えば、他の会社の支援のために不良債権を買い取るということは有ると思います。



不良債権ですので、債権の額面よりはるかに低い金額で購入するはずですが(そうでない場合は別の議論になりますが、ここでは省略します)。ただ、その債権本来の回収額についての権利も引き継ぐはずですので、結果的に全額が回収できた場合には、額面以上に大きな利益が出ます。そして、実際どの程度回収できるかわからないのが一般的でしょう。

このような時に、分割弁済として一部の金額を受け取った時、収益を認識すべきでしょうか。

上場企業でない場合、特に気になるのは税金の部分かと思われませんが、法人税法上でこの部分の明確な規定はありません。厳密には、収益及び費用については、税法上で別段の定めがない限り、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って」となっていることから、正しい会計処理がどうなのかというところに委ねられることとなります。

では、会計処理はどのようにすべきなのでしょう。

日本公認会計士協会より公表されている「金融商品会計に関する実務指針」の120項において、自らが保有していた債権についてですが、不良債権を意識した部分で、次のように記載があります。

一部入金処理

120 未収利息を不計上とした債権について入金があった場合、入金額の全部又は一部について当該契約に基づく利息の支払いであることが明確であれば、利息部分は利息の入金として処理し、そうでない部分は元本の入金として処理する。



通常、不良債権については、入金額は非常に少額で、もはや回収できるだけ回収するというだけで利息が元本化という話はないということがほとんどだと思いますので、そうであれば、上記の指針の内容に従うと、入金額は全て元本の回収であり、収益は発生していないということになります。

これは、原価回収法という考え方であり、米国や日本でも広く使われている方法です。

この方法によれば、買い入れ額以上に回収が無ければ、この部分で法人税が発生することもないため、事業再生支援のために不良債権の買い入れをお願いする場合には非常に重要なポイントです。

なお、この取り扱いはあくまで「不良債権」についてです。債権回収業の会社などですと一般的に使うことは有ると思いますが、通常の会社が保有する債権について、どこまで該当するかについては、慎重に判断する必要があります。

また、不良債権と一口に言っても、合理的にキャッシュフローを見積もれるような場合ですと、利息部分は認識することとなります。

今回は省略させていただきましたが、金融商品会計基準等では、この部分の前段として、対象の債権についても記載がありますので、この部分が気になる方は、会計士又は税理士に相談してみると良いでしょう。

【原価回収法のイメージ】

例：元本 1,000 未収利息 150 の債権を 200 で譲り受けた。

	回収額	元本部分	収益部分	残高
1年目	50	50	0	150
2年目	20	20	0	130
3年目	40	40	0	90
4年目	60	60	0	30
5年目	50	30	20	0
6年目	30	0	30	0
7年目	15	0	15	0

1年目以降は、法人税の計算上の所得は発生しない。

5年目以降、譲受金額 200 を超えたところから、全額収益となる。

